

政策研究

POLICY RESEARCH

2020 No. 8 (2020年11月号)

- レポート:政策論説 経済政策のデメリットと圏域的政策視点
宮脇 淳 (北海道大学法学研究科教授)
 - レポート:政策シグナル 政策交渉の本質
宮脇 淳 (北海道大学法学研究科教授)
 - レポート:アジアリンク 日本経済 7-9 月期の回復力
宮脇 淳 (北海道大学法学研究科教授)
 - レポート:事例研究 地域再生エリアマネジメント負担金制度「日本版 BID」の活用状況と
その要因に関する考察
小泉 堯史(株式会社富士通総研 行政経営グループ)
-

1. はじめに

2020 年後半、新型コロナウイルス感染拡大の第三波の流れが強まる中で、「GO TO 政策」等経済活動を再開しつつ感染拡大を抑制する政策のバランスを如何に確保するか、大きな政策的ジレンマとなっている。そうした、重要課題と同時に深層的問題として経済先行型の政策展開が持つ地域課題をより構造的に認識する必要がある。市場を活用した経済先行の政策展開が持つ課題は、市場機能の基本にある「競争による排他性」が地域において不可避となる点である。「GO TO 政策」においても、観光地と非観光地との政策効果のズレ、高級領域へのシフトなど競争性が持つ偏りを生じさせている。こうした偏りは、地域間競争を通じて地域政策にも影響を与え、地域間格差を深刻化させるひとつの要因となる。こうした構造的課題を少しでも緩和し、市場活用の政策が持つデメリットを克服しつつ地域の持続性を確保するには、圏域的視点やスローブランドの視点の強化が重要となる。

2. 圏域としての政策思考

圏域とは、行政区画を越えた複数の基礎自治体を包括する地域の範囲を意味する。ICT、情報通信革命が進展する中で、ビジネスだけでなく経済社会活動全体が相互に結びつき展開されている。そうした中で、地域政策とその効果を考えるに際して、行政区画たる市町村単位だけで検討することの有効性は大きく低下している。各地方で一極集中の場となっている政令指定都市も含め、周辺自治体との連携や活動の対流構造なくして持続性を担保することはできない。

地方自治体の政策に必要な点は、自治体間競争への正しい理解である。一般的に競争とは、「複数以上の集団間で同類の目標達成に近づくほど、優位性を持つ一方が他者を排除し、他者を目標達成から遠ざける作用」である。自治体間競争に当てはめれば、同類の地域活性化策や子育て政策を複数の自治体で展開し、経済集積度や財政力の高い自治体へ人口や経済社会活動が集中することで、他の自治体では目標達成が困難となる状況である。競争関係の形成は、人間集団、すなわち自治体組織や地域内の活動を活発化させる要因となる。一方で、集団相互間に排他的関係や不信関係を生み出す要因ともなり、地域の内外を問わず不可欠な協働や連携とは逆の対立する姿を形成する場合も少なくない。

自治体間において経済力・財政力の差や相互関連性を勘案しない過度な競争が展開された場合、重複投資や政策効果の相殺、経済社会活動のタダ乗りなどを生み、一極集中を加速させ圏域全体の活力を失わせる結果となりやすい。すなわち、「排他的劣位競争」の展開である。人口減少、さまざまな資源制約が強まる 21 世紀の自治体間に必要な競争の本質は、相互に排除する排他的劣位競争を展開することではなく、相互に政策共有し協働できる仕組みを模索する「創造的競争」を展開することである。そこでは、形式的・外見的な平等主義や地域的利己主義により相互に排除し合うのではなく、複数の地方自治体が役割を共有し協働し、自治体間の特性や体力の違いを積極的に認識して、相互に補完し役割分担する「連坦」のネットワーク形成が重要となる。

連坦で形成されるべきネットワークは、多極型ネットワークであり、このネットワークの中で経済社会活動の対流構造が生まれる。連坦とは、ごみ処理や消防行政等の事業を共同で担うことに止まらず、各地方自治体が特性や資源に合わせて役割や機能を分担し合い、それを機能的に共有することで住民や経済社会活動の交流構造を生み出すネットワーク戦略のことである。ネットワークとは、節（各地方自治体）と線（相互の関係を如何に構築するか）で形成される繋がりであり、節だけでなく線の視点を重視し、多層的にネットワークを形成することが不可欠である。人口減少局面を迎えて、都市部、地方部を問わず地域の中心都市に人口や経済活動が集積しやすい構図となっている。「集中と集積」は異なる。集中は、一時的な減少であり、集積は集中が長期にわたって展開され構造的・体質的になっていることを意味する。集積が決定的にならない前に、圏域、対流、連坦の仕組みづくりが必要となる。国の圏域

行政の検討においても、対流や連坦の仕組みを組み込まない場合、グレータータイプとなり結果として一極集積を繰り返すことになる。その結果は、中核的な自治体の持続性も困難にすることに留意しなければならない。

3. スローブランドの政策思考とギャップ認識

第二は、スローブランドである。持続性ある地域のブランド形成で重要なことは、スローブランドである。スローブランドとは、一過性のイベント（ファストブランド）ではなく、地域住民の日常生活も含めた地域全体の価値観の形成によるブランドの確立である。もちろん、ファストブランドの形成が不必要なのではなく、イベント等ファストブランドにより形成する「人と人との結びつき」を、一過性で終わることなく地域住民と共に共通の空間として溶け込ませることが重要となる。

スローブランドを地域に溶け込ませていくには、地域や住民の抱えるギャップをまず認識することが重要となる。21世紀の自治体経営とは、「将来住民の選択肢を奪うことなく、現在住民のニーズに対応するため、限られた資源を有効に活用すること」である。したがって、現在の住民のニーズを最優先し、短期的視野で実質的借金を増加させたり、様々な公共料金を必要以上に低く抑制し、施設などの老朽化を深刻化させたりして、将来住民に大きな負担を残すことは、自治体経営として不適切となる。一方で、危機感だけを過度に重視し、将来住民の選択肢の確保を最優先することで、現在住民のニーズを軽視することも自治体経営として不適切である。

地方自治体の政策思考で重要な基本姿勢は、住民や地域ニーズを把握し対応することである。しかし、それは多様化し変化する住民ニーズのすべてに対応することを意味しない。正確には、表面的なニーズに対応するのではなく、表面的ニーズの中に隠れている見えづらい本質的な地域の「ギャップ」を認識し、そこに働きかけることで新たな地域に根付いたブランド形成が可能となる。住民ニーズの中には、本質的ギャップを抱えないニーズもある。すなわち、「なったら良いな」・「あったら良いな」のニーズである。右肩明かりの時代では、こうしたギャップを抱えないニーズに対する対応もある程度可能であった。しかし、成熟化時代の政策展開ではこうしたニーズは、対応の優先順位は低く、対応そのものを要しない場合もある。

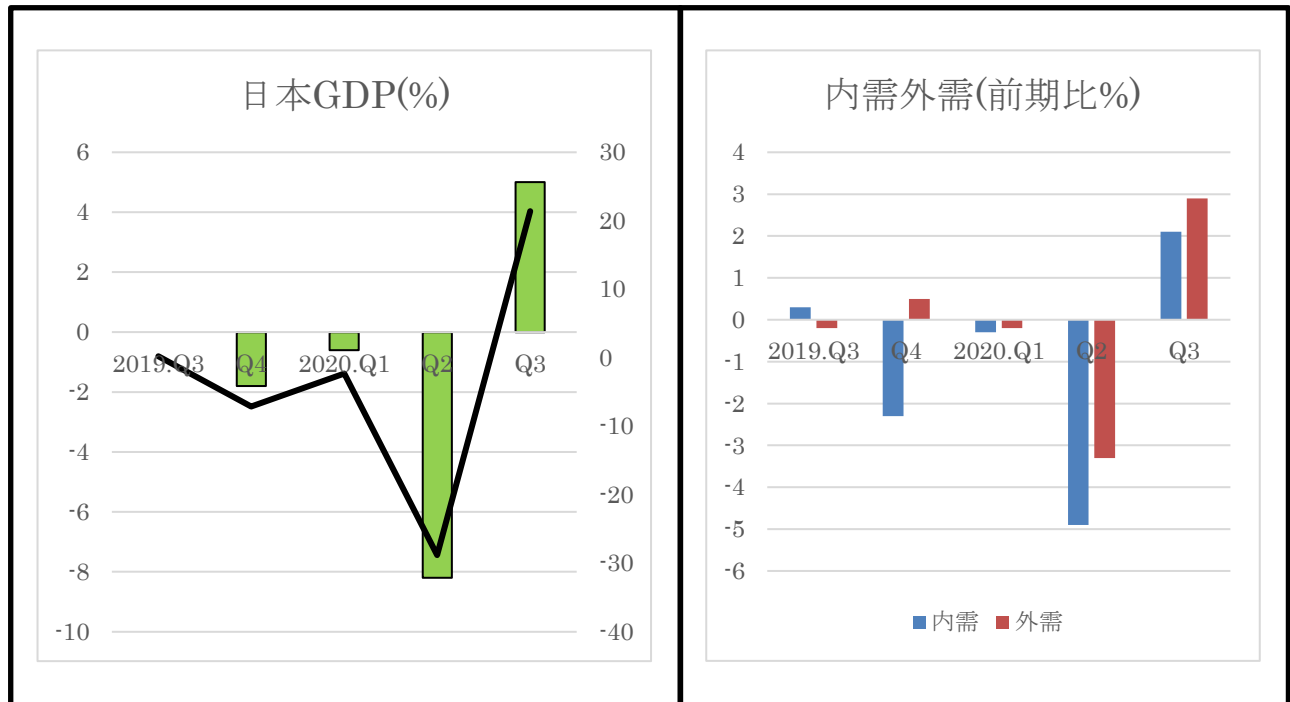
地域のギャップをまず認識することが、スローブランド形成のスタートラインである。そのスタートラインでまず求められるものは、地域の経済社会への「良質な観察」である。地方自治体の大きなメリットは、住民と日々接する中で地域への直接的な観察を發揮できることであり、地域の様々な経済社会活動を通じて多くの異なる視点を結びつけるコーディネート機能の実践が可能なる点にある。観察とは、注意深く見ることであり、注意深く見るには「当たり前」と決めつけてしまう思い込みの視点を常に認識し、思い込みには囚われずにジレンマを受け止め、そこに潜む基盤的ギャップは何かを探る姿勢が基本となる。しかし、地域のすべての出来事や人間行動を直接観察することは、困難である。このため、間接的観察に基づくデータなどの情報を活用する必要がある。とくに、地域に密着したメッシュデータ(地区や住民属性ごとの細かなデータ等)の活用力を高めることは重要である。

地方自治体では、地方議会内、執行部との間、住民間、さらには国との間など様々なレベルがあるものの政策交渉が常に展開されている。しかし、この政策交渉は従来から政治家間の権力的パワー関係や恩顧主義的な展開として、主に認識されてきた。しかし、新型コロナウイルスの感染拡大の影響が長期化し経済社会活動が大きく変わろうとする中で、地方自治体の政策自体も交渉過程を含めて地域の持続性確保に向けて、新たな姿を模索する必要が生じている。

一般的に「交渉」の言葉でイメージされるのは、「相手の行動を予測し、自ら取るべき行動を決定する行動計画」の意味であり、ビジネスの場で主に展開されることが多い。ビジネス交渉の本質は、「競争を軸とした排他的な価値配分の展開」であり、最終的には価値の取り合いによる勝ち負けを基本ゴールとする構図となる。しかし、地方自治体の執行部や地方議会で展開される交渉の主な対象は政策であり、政治が示す方向性に関する交渉を通じて地域のジレンマ的問題の解決を行うことにある。すなわち、競争的・排他的な価値配分を主たる目的とするのではなく、異なる価値観の中で地域全体の効用を少しでも高める協力関係を如何に形成するかを模索することである。地域問題に対して、ビジネス同様に競争性や排他性を強く位置づければ、一時的に問題は解決したように見えても住民間対立を深刻化させ深刻な構造的対立を抱える結果となる。

政策交渉は、その性格から大きく二つの領域に分けられる。市場的政策交渉と社会的政策交渉である。市場的政策交渉の特性は、民間化等で官民関係の垣根が低くなる中で見たビジネス的価値配分、すなわち排他性と競争性の性格を一部においても持つ点に特色がある。いわゆる「ゼロ和型」(新たな価値を生み出すのではなく、限定された価値を配分するため、社会全体の効用は結果としてゼロ和となり増えない)であり、同一目的を持った複数の者が競争する中で、最終的な目的(ゴール)に近づくほど他者を排除していく性格の交渉である。この場合、透明性の観点から点数化等一定の評価基準が設けられ、政策交渉のプロセスの見える化や客観性の担保が必要不可欠となる。合理的政策交渉は、エビデンス化を求め実証主義に基づき、科学的手段によってもたらされるデータ分析の結果を必ず政策のサイクル構造(PDCA)に反映することを前提とする。そのため、データに基づく交渉を重視する。但し、留意すべき点としてデータ化の妥当性の担保が極めて重要となる。合理的政策交渉は外見から実証的・客観的に受け止められても、一方でデータ化等のプロセス自体に人為的介入が存在した場合、全体の信頼性が失われ利害関係の対立を先鋭化させる要因ともなり、最終的に住民間対立を深める結果ともなりかねない。先鋭化した利害関係では、データ化のルールやプロセス自体に介入し、自らの利害の優位性を確保する姿勢を強めやすいからである。このため、意思決定のプロセスの見える化を常に行いモニタリングする機能が不可欠となる。

他方で社会的政策交渉では、政治的な利害調整が中心となって展開される性格を持つため、現実の経済力・社会的権力関係等が生み出す交渉力の格差が必ず存在する。この格差が生み出す様々な非対称性は当然に情報の格差を伴い、数理合理性では説明しきれない人為的介入による調整を多く抱えることになる。社会的政策交渉では、意思決定への参加者全員が積極的に賛成することはなく、反対の意思があったとしても表明しない姿勢を多く含む形での合意が一般的となりやすい。したがって社会的政策交渉においては、①当事者間の交渉が経済力・社会的権力等を無効化できず非対称関係・格差が存在すること、②交渉には必ず格差が存在するため、プロセスにおける公正性確保が極めて重要となること、③価値観の多様性こそが自由な意思決定の本質であり、多様性の下では「理にかなった不合意」、すなわち反対を顕在化させないレベルでの合意こそが本質であること(ジョン・ロールズ)、などが特性となる。



(資料)内閣府「国民所得統計」より作成。「日本GDP」では、折れ線グラフが前期比(左目盛り)、棒グラフが前期比年率(右目盛り)。

日本経済の7-9月期GDP統計が発表となり、前期比で5.0%、前期比年率で21.4%の成長となり、新型コロナウイルス感染拡大に対する経済社会活動の抑制が行われた4-6月期の大きな落ち込みを回復する動きとなった。内外需要内訳を見ると、特別定額給付金の支給を背景とした個人消費を中心に内需が回復したほか、外需も自動車関連など米国向け輸出の拡大等を受け大きく増加する動向となっている。4-5月期対見て、回復するスピードは速まっているものの、4-6月期の落ち込みをすべて補ったわけではなく、コロナ感染以前の60%程度のレベルに経済水準としては留まる結果となっている。

さらに、足元の経済動向の課題として企業の設備投資が低迷していることが挙げられる。リモート勤務など働き方改革の影響はあるものの、企業収益の低迷と将来に向けた不確実性の高まりから設備投資に対して慎重な姿勢が強まっており、日本経済全体の競争力にも影響を与えることが懸念される。さらに、10月に入ってから欧米を中心としたコロナ拡大の加速、そして、日本国内でも東京、大阪等大都市部だけでなく、札幌、沖縄等の観光地でも感染が拡大しており、個人消費等についても不安材料があるほか、中国経済は底堅く推移しているものの、欧米の実態経済については不安定な要因が拡大しており、日本経済が7-9月期に見せた回復スピードが維持できると考えることはできない。

こうした動向は、国、地方自治体を通じて2021年度以降の財政運営にも大きな影響を与えざるを得ない。コロナ感染抑制対策や経済対策で従来にない多額の財政資金を投入しており、基金も大きく取り崩している自治体も少なくない。企業をはじめとした税収の落ち込みも複数年続くことが避けられず、マイナス金利下であったとしても地方債の発行等が増加すれば利払い費等歳出面からも財政を圧迫する要因が拡大する。2021年度以降、当面は官民を問わず厳しい経営環境が続かざるを得ない。

はじめに

地域再生エリアマネジメント負担金制度、所謂“日本版 BID”が創設され2年が経過した。これは、エリアマネジメントの活動資金を安定的に調達することを目的とする制度である。エリアマネジメント活動では、安定的な資金調達が長く課題として捉えられており、その課題解決に向けた手段として日本版 BID が創設されたが、本稿執筆時点で実際に同制度を活用したエリアマネジメント活動の実績がないのが現状である。

こうした現状から本稿では、日本版 BID の内容と活用に向けた課題について考察を加えるものとする。

1. エリアマネジメントの現状と課題

(1) 多様な地域で展開されるエリアマネジメント

エリアマネジメントは「地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業主・地権者等による主体的な取り組み」¹と定義される。この定義には、幅広くまちづくりに関する活動が含まれることとなるが、実際に展開されている主な活動としては、①イベント等の開催、②防災・防犯/環境維持、③まちづくりルール等の策定、④情報発信、⑤公共施設・公共空間の管理等を挙げることができる²。

またエリアマネジメントは、展開されるエリアの地域特性から4つの類型に分けることができる(図表1)。概ね右上のブロック(商業・業務地×開発連動)におけるエリアマネジメント活動は民間デベロッパー等が複数社参画しており活動規模も大きく、反対に、左下のブロック(住宅地×既成市街地)における活動は地域のコミュニティ等がベースとなった比較的小規模なものが多い傾向にある³。

図表 1 エリアマネジメント活動の展開エリア別類型

商業・業務地			
地域例	渋谷区、名古屋栄、札幌大通り、福岡天神	地域例	大手町・丸の内・有楽町、大阪市梅田地区、横浜市みなとみらい地区
主な活動	パブリックスペース運営、リノベーション、プロパティ・マネジメント、広告・情報発信 等	主な活動	地域イベント、広告、情報発信、商業者コミュニティ形成、地域防災、環境配慮 等
組織特徴	まちづくり会社、家守会社等が母体となり、必要に応じて商店会振興組合、自治会等と連携	組織特徴	開発事業者等を中心とした地権者の協議会組織が母体
既成市街地		開発連動	
地域例	多摩ニュータウン、団地(大山団地等)、地域自治組織(雲南市等)	地域例	二子玉川、柏の葉UDCK、鎌ヶ谷KAOの会、照葉まちづくりの会、武蔵小杉
主な活動	産直・物販、コミュニティカフェ、コミュニティバス、移動サービス、イベント 等	主な活動	産直・物販、植栽・緑地管理、公共空間の運営、環境配慮事業、コミュニティ形成
組織特徴	まちづくり協議会、自治会・町内会、地域自治組織等が主体	組織特徴	開発事業者や地元自治体が主導して形成した新たな地域組織、地域に必要な事業プラットフォーム
住宅地			

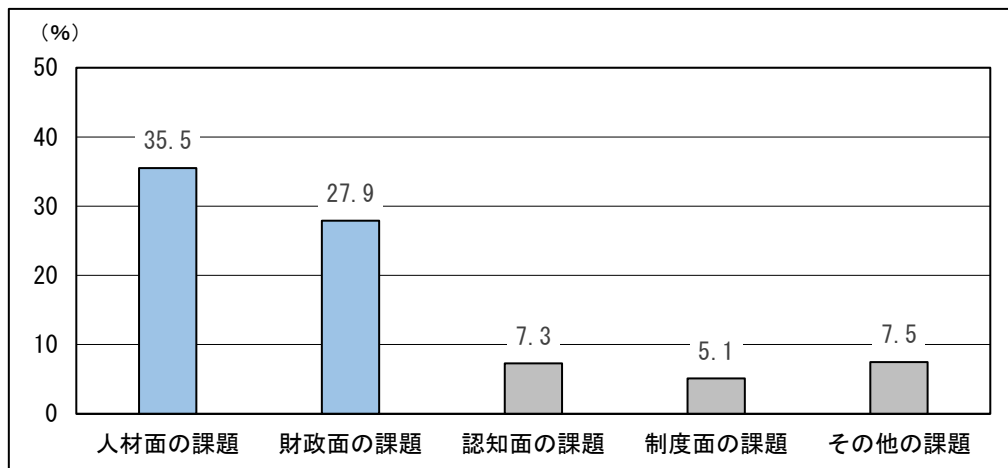
出典：保井美樹「地域力を形にする！エリアマネジメントの現状、課題そして展望」平成29年1月19日総務省地域自治組織のあり方に関する研究会(第2回)資料3より一部加筆修正し筆者作成

¹ 国土交通省「エリアマネジメント推進マニュアル」より
² 国土交通省、京都大学、和歌山大学「エリアマネジメントの実施状況と効果に関するアンケート調査」(平成27年7月)より
³ 小泉 堯史「エリアマネジメント活動における資金調達手段の展開～“日本版 BID”に関する考察～」(筑波経済月報2018年9月号), p.18

(2) エリアマネジメント活動における課題

このように多様な地域・形態でエリアマネジメントが展開されているが、その運営に当たっては人材面と資金面に課題があることが多い。国土交通省等が実施したエリアマネジメントに関するアンケートでは、「人材面での課題」が35.5%と最も高く、次いで「財政面の課題」が27.9%となっており、「人材と資金」に関する課題だけで全体の6割以上を占めている（図表2）。

図表 2 エリアマネジメント活動上の課題



出典：国土交通省、京都大学、和歌山大学「エリアマネジメントの実施状況と効果に関するアンケート調査」より筆者作成

資金が不足しているために人材確保が困難となり、結果として恒常的に人材が不足するといった悪循環に陥っている団体も多く見受けられることから、活動資金をいかに安定的に調達していくかということが、エリアマネジメント活動における大きな課題であるといえる。

2. 日本版 BID の創設とその内容

(1) BID の導入状況

こうした背景から、日本においてもエリアマネジメント活動における資金調達手段、特に「BID」の日本への導入に関する検討が重ねられてきた。

ここで BID の概要を簡単に述べる。

BID とは、Business Improvement District の頭文字をとったものである。BID は、地域の地権者等で構成される当該地域の管理団体が、ある特定の地区の不動産所有者等から「BID 税」として資金を徴収し、それを財源として地域の美化・警備活動や地域のプロモーション活動を行い、その地区の価値を高めるための仕組みである。1970 年代にカナダで生まれ、現在では、アメリカ、イギリス、ドイツ、南アフリカ等世界的に広く取り入れられている⁴。

日本では大阪市において、都市計画法・都市再生計画特別措置法・地方自治法上の分担金等の既存の法制度を、「大阪市エリアマネジメント活動促進条例」でパッケージ的に組み合わせ適用した「大阪版 BID」が創設され、大規模複合商業施設「グランフロント大阪」でのエリアマネジメント活動に係る安定的な資金調達手法として取り組まれてきた。しかしながら、大阪版 BID では地方自治法上の分担金を活動原資にすることとした制度であったため、用途が極めて限定的である等の限界があった⁵。

こうした BID に関する世界的な動向や大阪市での先駆的な取組を踏まえ、平成 30 年の地域再生法改

⁴ 小林重敬+森記念財団編著「まちの価値を高めるエリアマネジメント」2018年,p85

⁵ 小泉堯史「エリアマネジメント活動における安定的な資金調達の試み～グランフロント大阪の大阪版 BID の取り組みを事例に～」筑波経済月報 2017 年 10 月号, p.17

正において、地域再生エリアマネジメント負担金制度、所謂「日本版 BID」が創設されることとなった。

(2) 日本版 BID の意義と限界

ここまで、日本のエリアマネジメント活動の現状と課題、日本版 BID の導入の背景や経過を見てきた。以下では、日本版 BID の意義と限界について見ていくこととする。

① 日本版 BID の意義

(ア) フリーライダーの排除による安定的な資金調達の実現

日本版 BID では、エリアマネジメント活動の「受益者」から行政が強制力を以て活動費を徴収することで、フリーライダー（エリアマネジメント活動による価値の向上を利益として享受しつつも活動に要する費用を負担しない者）⁶を排除し、それによりエリアマネジメント活動に係る安定的な資金調達が制度として担保された。

以下ではフリーライダーについて、ある商店街の誘客イベントを例に具体的に見ていく。

ある商店街の小売事業者全 10 店舗のうち、7店舗が連携・協力して商店街への誘客イベント（＝エリアマネジメント活動）を展開し、その効果で多くの人々がその商店街に訪れ、10 店舗全てで売り上げが大きく上がったとする。この場合、活動に協力しなかった3店舗は、その活動にかかる費用を支払わずに利益を享受したことになる（＝フリーライダー）。このような場合、エリアマネジメント活動はあくまでも民間団体による自発的な活動であることから、活動に対して非協力的な店舗から強制的に費用を徴収することは困難であったが、日本版 BID では、行政がエリアマネジメント活動の受益者から強制力を以て資金を徴収することで、フリーライダーの排除が可能となったことが大きなポイントと言える。

(イ) 受益者負担の原則の明確化

次に、受益者負担の原則が明記されたことが挙げられる。日本版 BID では、エリアマネジメント活動による受益者が相応の負担をするという「受益者負担の原則」が、法において明確に制度化された。これまで都市計画法では、受益者負担の仕組みは存在するが（都市計画法第 75 条/受益者負担金）、極めて限定的な適用にとどまっていた。日本版 BID では、「受益事業者の範囲」並びに「負担金の額」、「徴収方法」について⁷負担金条例に定めることが必要とされており、それによりエリアマネジメント活動に係る受益と負担の関係が明確化され、安定的な資金調達と活動の継続性がより一層担保されると考えられる。

(ウ) 資金使途の拡大

最後に、資金使途の拡大が挙げられる。大阪版 BID では、地方自治法上を根拠とする分担金が資金源であり、その性質上、原則的に公共性を有する活動に使途が限定され、プロモーション活動等の収益事業には利用できないことが大きな問題であった。

これに対して日本版 BID では、エリアマネジメント団体に交付された交付金は、プロモーション活動をはじめイベント開催にかかる費用としても利用可能である。この点、大阪版 BID からは大きく進展したと言える。

② 日本版 BID 活用に向けた課題

これまで見てきたように、日本版 BID は安定的にエリアマネジメント活動を推進していく上での一つの道筋として提示されたが、制度創設から2年を経過してもなお活用が進んでいないのが現状である。

以下ではその要因について考察する。

(ア) 関係者間の合意形成等に関するコスト

日本版 BID ではその活用にあたり、初めに市町村が地域再生計画を作成し、同計画の中で事業の対象

⁶ 内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局内閣府地方創生推進事務局「地域再生エリアマネジメント負担金制度ガイドライン」（2019年3月）,p.6

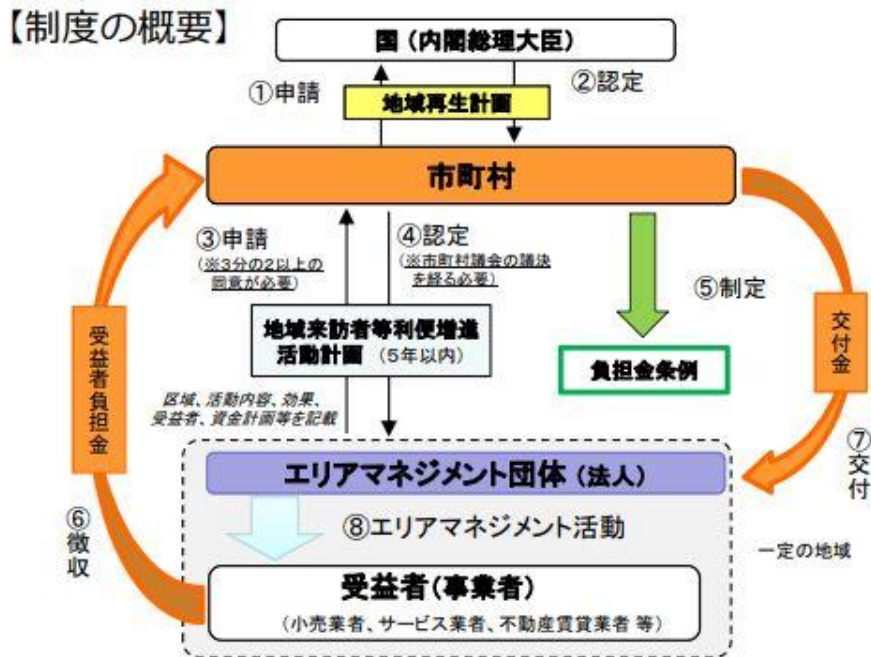
⁷ 地域再生法第 17 条の 8 第 2 項

となるエリアを設定した後、国（内閣総理大臣）の承認を経ることが必要となる。

その後、エリアマネジメント活動を担う（ことが想定される）団体が地域来訪者等利便増進活動計画（＝エリアマネジメント計画）を作成し、同計画を市町村が認定（議会の議決が必要）する。そして、市町村では負担金条例を制定し、受益者の範囲と負担金の額をそれぞれ定める、といった一連のプロセスが必要となる。

なお、エリアマネジメント計画を団体が申請する際にも、エリアマネジメント活動の総受益事業者の2/3以上であって、その負担することとなる負担金額の合計額が総受益事業者の負担することとなる負担額の2/3以上となる受益者の同意を得る必要⁸があり、受益者・受益額の二つの観点から合意形成に関する制限が課せられている。

図表 3 エリアマネジメント負担金制度の概要



出典：内閣府ホームページより抜粋

また、上述した商店街における誘客活動の事例では小売業者を受益者と設定して考察したが、実際には商店街には多くの業種・業態の事業者や店舗が立地しているのが通常であり、エリアマネジメント活動による受益者の範囲は一律に確定するものではないと考えられる。従って受益者であるか否かの判断は、エリアマネジメント活動の影響が及ぶと想定される空間的範囲の中で、各事業者の事業形態等を踏まえ個別に判断していくことが必要となる。

このように、日本版 BID を活用するためには、エリアマネジメント活動の効果とその及ぶ範囲をどう考えるのか、それにより対象エリアを具体的にどう定めるのか、受益額をどのように算定するのか、というような各論点において、関係者の合意形成に相応の時間や労力が必要となることが予想される。そのため、日本版 BID の活用が検討された場合であっても、これらの手続きや関係者間の合意を形成するまで労力と当制度活用によるメリットとの比較考量から、上記図表 3 にあるようなプロセスには進まずに活用を断念するケースは少なくないと考えられる。

(イ) 適用可能性のある地域・場面の限界

改正地域再生法第 5 条第 4 項第 6 号では、「当該地域の来訪者又は滞在者（～略～）の増加により事業機会の増大又は収益性の向上が図られる事業を行う事業者が集積している地域において」日本版 BID

⁸ 地域再生法 第 17 条の 7 項 5 項

を展開することとしている。従って、図表1で見たエリアマネジメント活動の種類のうち、実際に制度が適用される可能性が高いのは、収益事業との親和性が高い商業・業務地エリアであり、下半分の住宅地エリアにおいては、日本版 BID が適用できる可能性が低く、その資金調達についてはなお課題が残ることが予想される⁹。

また、課題（ア）で述べたように、関係者間での合意形成に相応の労力を要することが想定される中では、民間デベロッパー等による開発に連動したエリアマネジメント活動、すなわち開発の当初からエリアマネジメント活動の展開までを見据えた開発とするという基本方針・コンセプトが事業者間で合意されている場合においては日本版 BID 活用の可能性もあるものの、既成住宅街における住民主体の新たな取り組みとしてエリアマネジメント活動に取り組む場合には、当該制度の活用は相当困難であると考えられる。

このように、日本版 BID が適用可能となる地域や場面は相当程度限定されるものと考えられる。

おわりに

日本版 BID は、エリアマネジメント活動の資金調達において大きな進歩であったことは間違いない。一方で、合意形成コスト等の課題から同制度を活用したエリアマネジメント活動の展開実績がない現状にある。

逆説的にはなるが、仮に日本版 BID の活用意欲が高い団体や自治体があったとしても、そうした団体・自治体は日本版 BID を活用せずとも関係者からエリアマネジメント活動に係る費用を徴収できる可能性も高い。

そのため、日本版 BID の活用拡大に向けては、当該制度活用の条件を緩和し合意形成コストの低減を図ることで、より間口を広く開放していくことも検討すべきであろう。

なお、日本版 BID に先行して資金調達に関する特徴的な取り組みが実施・検討されてきた団体・地域もある。先に見た大阪版 BID の他、「ニセコひらふエリアマネジメント」（北海道倶知安町・ニセコ町）、「キャッセン大船渡」（岩手県大船渡市）、「みんなの未来区 BONJONO（ボンジョーノ）」（福岡県北九州市城野駅北地区）等が挙げられる。

エリアマネジメント活動における資金調達については、未だ各団体において試行錯誤が続いている現状にある。自律的なエリアマネジメント活動を継続的に進めることは極めて難しいが、よりよい街や環境を将来に残していくためには重要である。

今後も、エリアマネジメント活動及びその資金調達を巡る動向を注視していくこととしたい。

参考文献

- 1) 小林重敬+森記念財団編著「まちの価値を高めるエリアマネジメント」、学芸出版社、2018年
- 2) 「地域再生エリアマネジメント負担金制度について」内閣府、平成30年6月
- 3) 保井美樹「地域力を形にする！エリアマネジメントの現状、課題そして展望」総務省地域自治組織のあり方に関する研究会（第2回）資料3、平成29年1月19日
- 4) 内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局内閣府地方創生推進事務局「地域再生エリアマネジメント負担金制度ガイドライン」（2019年3月）
- 5) 小泉堯史「エリアマネジメント活動における資金調達手段の新展開～“日本版 BID”に関する考察～」筑波経済月報2018年9月号
- 6) 小泉堯史「エリアマネジメント活動における安定的な資金調達の試み～グランフロント大阪の大阪版 BID の取り組みを事例に～」筑波経済月報2017年6月号

⁹ 小泉 堯史「エリアマネジメント活動における資金調達手段の新展開～“日本版 BID”に関する考察～」(筑波経済月報2018年9月号),p.21

〈既刊テーマ一覧〉

2020 No. 2	<ul style="list-style-type: none">● 行政組織の進化とテレワーク・ICT・AI 「ニーズではなくギャップ」● 経済社会活動自粛問題と第三セクター● 経済落ち込みと税収
2020 No. 3	<ul style="list-style-type: none">● 行政組織の進化とテレワーク・ICT・AI 「ニーズではなくギャップ」②● 社会的合意の特性● 世界銀行見通しと実体経済・金融
2020 No. 4	<ul style="list-style-type: none">● 行政組織の進化とテレワーク・ICT・AI 「AI と交渉合意」● 出来事と事実● 自粛緩和後の現状
2020 No. 5	<ul style="list-style-type: none">● アフターコロナの自治体経営①● 費用便益による政策交渉のすみ分け● U字回復の底の長さ
2020 No. 6	<ul style="list-style-type: none">● アフターコロナの自治体経営②● デジタル庁構想の意図● アジア経済の回復力● 自治体における交通事故削減の取組推進に向けて
2020 No. 7	<ul style="list-style-type: none">● 地方自治体の2021年度予算と経常的経費● 行革の本質● インバウンドの回復力● 在宅医療・介護連携の推進に向けたマネジメント力向上と支援体制の構築について

政策研究 2020 No.8

2020年11月発行

監修 宮脇 淳（北海道大学法学研究科教授）
編集・発行 株式会社富士通総研 行政経営グループ
〒144-8588 東京都大田区新蒲田 1-17-25
電話 03-6424-6752
MAIL fri-ppp-jimukyoku@dl.jp.fujitsu.com
URL <http://www.pppnews.org>